

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 廣田 雄一郎
【住所又は本店所在地】	大阪府大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビルオフィスタワー 弁護士法人西村あさひ法律事務所大阪事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年10月24日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	象印マホービン株式会社
証券コード	7965
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所(第一部)

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	グレート・フォーチュン・インターナショナル・ディベロップメント・リミテッド(Great Fortune International Development Limited)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1205、ウェスト・ベイ・ロード 802、ハイビスカス・ウェイ、グランド・パビリオン、私書箱31119(P.O. Box 31119, Grand Pavilion, Hibiscus Way, 802 West Bay Road, Grand Cayman, KY1-1205, Cayman Islands)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 東條 桜子
電話番号	03-6250-6200

2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	エース・フロンティア・リミテッド(Ace Frontier Limited)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1205、ウェスト・ベイ・ロード 802、ハイビスカス・ウェイ、グランド・パビリオン、私書箱31119(P.O. Box 31119, Grand Pavilion, Hibiscus Way, 802 West Bay Road, Grand Cayman, KY1-1205, Cayman Islands)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 東條 桜子
電話番号	03-6250-6200

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年10月11日
訂正箇所	第2[提出者に関する事項] 2[提出者(大量保有者)/2] (5)[当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況]

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年10月2日	普通株式	165,000	0.23	市場内	取得	
平成30年10月10日	普通株式	200,000	0.28	市場内	取得	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)/2】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年10月2日	普通株式	165,000	0.23	市場内	取得	
平成30年10月11日	普通株式	200,000	0.28	市場内	取得	